

埼劳発基 1206 第 7 号  
平成 30 年 12 月 6 日

各 位

埼玉労働局長



### 改定最低賃金額に係る広報について（協力依頼）

日頃より労働行政の円滑な推進に御協力いただき厚く御礼申し上げます。

さて、今般、埼玉県最低賃金の改正に続き、本年 12 月 1 日から 5 業種の特定（産業別）最低賃金が改正発効いたしました。

つきましては、同封のポスターの掲示、リーフレットの配布のほか貴機関・団体で発行される広報誌、及びホームページに改定最低賃金額に関する記事を掲載していただきたくお願い申し上げます。

なお、参考までに広報誌の掲載用例文を同封いたしますので、広報誌に掲載いただきました場合は、当労働基準部賃金室に当該広報誌を郵送又はファックスにより送付いただきますようお願い申し上げます。

また、リーフレットは、埼玉労働局ホームページからダウンロードできますので、ご利用いただきますようお願いいたします。

(例文)

### 一埼玉県の最低賃金改正のお知らせ一

平成30年10月1日から埼玉県最低賃金は時間額898円（引上げ額27円）となりました。埼玉県最低賃金は、県内の事業場で働く全ての労働者に適用されます。

更に、平成30年12月1日から5業種の特定（産業別）最低賃金の時間額がそれぞれ、非鉄金属は924円、電子部品は930円、輸送機械は939円、光学機械は938円、自動車小売は936円となりました。

詳しくは、埼玉労働局労働基準部賃金室（電話048-600-6205）又は最寄りの労働基準監督署へお尋ねください。

埼玉県最低賃金	時間額	引上げ額	改正発効日
	898円	27円	H30.10.1
特定（産業別）最低賃金			
略 称	時間額	引上げ額	改正発効日
非鉄金属	924円	20円	H30.12.1
電子部品	930円	21円	
輸送機械	939円	21円	
光学機械	938円	21円	
自動車小売	936円	20円	

# 埼玉県の最低賃金

埼玉県最低賃金	時間額（円）	埼玉県内の事業場で働く全ての労働者に適用されます。	改正発効日
	898		平成30年10月1日

特定（産業別）最低賃金	時間額（円）	適用除外労働者（埼玉県最低賃金が適用されます。）	改正発効日
埼玉県非鉄金属製造業最低賃金 非鉄金属製造業（非鉄金属第1次製錬・精製業、非鉄金属素形材製造業、その他の非鉄金属製造業及びこれらの産業において主要な経済活動が非鉄金属製造業に分類されるものに限る。）	924		
埼玉県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金 電子部品・デバイス・電子回路製造業、電気機械器具製造業（医療用計測器製造業（心電計製造業を除く。）及び当該産業において管理、補助的経済活動を行う事業所を除く。以下同じ。）、情報通信機械器具製造業又は純粹持株会社（管理する全子会社を通じての主要な経済活動が電子部品・デバイス・電子回路製造業、電気機械器具製造業又は情報通信機械器具製造業に分類されるものに限る。）	930	1 18歳未満又は65歳以上の者 2 扱入れ後3月末満の者であって、技能習得中のもの 3 手作業による包装、袋詰め、箱詰める又は運搬の業務に主として従事する者	平成30年12月1日
埼玉県輸送用機械器具製造業最低賃金 輸送用機械器具製造業（産業用運搬車両・同部分品・附属品製造業、その他の輸送用機械器具製造業（自転車・同部分品製造業を除く。）及び当該産業において管理、補助的経済活動を行う事業所を除く。以下同じ。）又は純粹持株会社（管理する全子会社を通じての主要な経済活動が輸送用機械器具製造業に分類されるものに限る。）	939	4 清掃又は片付けの業務に主として従事する者	平成30年12月1日
埼玉県光学機械器具・レンズ・時計・同部分品製造業最低賃金 光学機械器具・レンズ製造業、時計・同部分品製造業、これららの産業において管理、補助的経済活動を行う事業所又は純粹持株会社（管理する全子会社を通じての主要な経済活動が光学機械器具・レンズ製造業又は時計・同部分品製造業に分類されるものに限る。）	938		
埼玉県自動車小売業最低賃金 自動車小売業（二輪自動車小売業（原動機付自転車を含む）を除く。以下同じ。）、当該産業において管理、補助的経済活動を行いう事業所又は純粹持株会社（管理する全子会社を通じての主要な経済活動が自動車小売業に分類されるものに限る。）	936	1 18歳未満又は65歳以上の者 2 扱入れ後3月末満の者であって、技能習得中のもの 3 清掃又は片付けの業務に主として従事する者	平成30年12月1日

- (注) 1 使用者は、労働者に対し、最低賃金額以上の賃金を支払わなければなりません。  
 2 標数の最低賃金が適用される場合は、金額の最も高いものが実質的に適用されます。  
 (※ 埼玉県各種商品小売業最低賃金の適用用労働者は、埼玉県最低賃金の時間額898円が実質的に適用されます。)  
 3 派遣労働者は、派遣先の事業場に適用される最低賃金額が適用されます。  
 4 実際に支払われる賃金額と最低賃金額との比較方法  
 　・時間給の場合は、時間給と最低賃金額を比較します。  
 　・月給等の場合は、所定内賃金から3手当（精皆勤手当、通勤手当及び家族手当）を差し引いた賃金額を1時間当たりの金額に換算して最低賃金額と比較します。  
 5 障害により著しく労働能力が低い者などについて使用者者が埼玉労働局長の最低賃金減額特例許可を受けた場合は、減額した最低賃金額が適用されます。

## 各種助成金等のご案内

### 平成30年度業務改善助成金

#### 概要

- ・事業場内最低賃金を一定額以上引き上げ、設備投資（機械設備、POSシステム等の導入）などを行った場合に、その設備投資に要した費用を一部助成する制度です。

申請締切：平成31年1月31日

問い合わせ先：埼玉働き方改革推進支援センター（電話048-729-4420）又は埼玉労働局雇用環境・均等室（048-600-6210）

### キャリアアップ助成金（賃金規定等改定コース）

#### 概要

- ・有期労働契約者、短時間労働者等の非正規雇用労働者の基本給の賃金規定等を2%以上増額改定し、昇給を実施した場合に助成を受けることができる制度です（対象労働者数によって助成額が異なります。）。

問い合わせ先：埼玉労働局職業安定部職業対策課（048-600-6209）又は最寄りのハローワーク